

### 別表第3 小規模保育事業（C型）（保育認定）

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	保育必要量区分④		処遇改善等加算Ⅰ		資格保有者加算		障害児保育加算 ※特別な支援が必要な利用 子どもの単価に加算						
			保育標準時間認定 基本分単価 ⑤	保育短時間認定 基本分単価 ⑤	保育標準時間認定 ⑥	保育短時間認定 ⑥	⑦ 処遇改善等 加算Ⅰ		⑧ 処遇改善等加算Ⅰ						
10/100 地域	6人 から 10人 まで	3号	198,860	193,310	+	1,880×加算率	1,820×加算率	+	1人 2,070 2人以上 4,140	+	20×加算率 40×加算率	+	41,880	+	410×加算率
	11人 から 15人 まで	3号	174,600	170,900	+	1,630×加算率	1,600×加算率	+	1人 1,380 2人 2,760 3人以上 4,140	+	10×加算率 20×加算率 30×加算率	+	41,880	+	410×加算率

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	減価償却費加算		賃借料加算		連携施設を 設定しない 場合 ⑪	食事の搬入につ いて自園調理又 は連携施設等か らの搬入以外の 方法による場合 ⑫	管理者を配置していない場合	
			加算額 ⑨		加算額 ⑩				処遇改善等 加算 I ⑬	
			標準	都市部	標準	都市部				
10/100 地域	6人 から 10人 まで	3号	+	3,600	3,900	+				
	11人 から 15人 まで	3号	+	2,400	2,600	+				
							2,460	$(5+6) \times 8/100$	43,350	$430 \times \text{加算率}$
							1,640	$(5+6) \times 8/100$	28,900	$280 \times \text{加算率}$

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	土曜日に閉所する場合				定員を恒常的に 超過する場合 ⑤
			月に1日土曜日 を閉所する場合	月に2日土曜日 を閉所する場合	月に3日以上 土曜日を閉所す る場合	全ての土曜日を 閉所する場合	
10/100 地域	6人 から 10人 まで	3号	$(5+6+8) \times 2/100$	$(5+6+8) \times 4/100$	$(5+6+8) \times 6/100$	$(5+6+8) \times 8/100$	$(5\sim14) \times 90/100$
	11人 から 15人 まで	3号	$(5+6+8) \times 2/100$	$(5+6+8) \times 4/100$	$(5+6+8) \times 6/100$	$(5+6+8) \times 8/100$	

## 加算部分 2

処遇改善等加算Ⅱ	⑯	以下の加算を合算した額を各月初日の利用子ども数で除した額 ・ 処遇改善等加算Ⅱ－① 48,900 × 人数A ・ 処遇改善等加算Ⅱ－② 6,110 × 人数B	※1 各月初日の利用子どもの単価に加算 ※2 人数A及び人数Bについては、別に定める												
処遇改善等加算Ⅲ	⑰	11,000 × 加算Ⅲ算定対象人数 ÷ 各月初日の利用子ども数	※1 各月初日の利用子どもの単価に加算 ※2 加算Ⅲ算定対象人数については、別に定める												
冷暖房費加算	⑱	<table border="1"> <tr> <td>1 級 地</td> <td>1,840</td> <td>4 級 地</td> <td>1,270</td> </tr> <tr> <td>2 級 地</td> <td>1,630</td> <td>そ の 他 地 域</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td>3 級 地</td> <td>1,610</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	1 級 地	1,840	4 級 地	1,270	2 級 地	1,630	そ の 他 地 域	110	3 級 地	1,610			※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1 級地から 4 級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和 24 年法律第 200 号）第 1 条第 1 号及び第 2 号に掲げる地域 そ の 他 地 域：1 級地から 4 級地以外の地域
1 級 地	1,840	4 級 地	1,270												
2 級 地	1,630	そ の 他 地 域	110												
3 級 地	1,610														
除雪費加算	⑲	6,180	※3 月初日の利用子どもの単価に加算												
降灰除去費加算	⑳	155,870 ÷ 3 月初日の利用子ども数	※3 月初日の利用子どもの単価に加算												
施設機能強化推進費加算	㉑	160,000（限度額） ÷ 3 月初日の利用子ども数	※3 月初日の利用子どもの単価に加算												
栄養管理加算	㉒	<table border="1"> <tr> <td>A</td> <td>基本額 76,960</td> <td>処遇改善等加算Ⅰ + 760 × 加算率</td> <td>÷ 各月初日の利用子ども数</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>基本額 50,000</td> <td>処遇改善等加算Ⅰ + 500 × 加算率</td> <td>÷ 各月初日の利用子ども数</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>基本額 10,000</td> <td></td> <td>÷ 各月初日の利用子ども数</td> </tr> </table>	A	基本額 76,960	処遇改善等加算Ⅰ + 760 × 加算率	÷ 各月初日の利用子ども数	B	基本額 50,000	処遇改善等加算Ⅰ + 500 × 加算率	÷ 各月初日の利用子ども数	C	基本額 10,000		÷ 各月初日の利用子ども数	※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：Bを除き栄養士を雇用契約等により配置している施設 B：基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員が栄養士を兼務している施設 C：A又はBを除き、栄養士を嘱託等している施設
A	基本額 76,960	処遇改善等加算Ⅰ + 760 × 加算率	÷ 各月初日の利用子ども数												
B	基本額 50,000	処遇改善等加算Ⅰ + 500 × 加算率	÷ 各月初日の利用子ども数												
C	基本額 10,000		÷ 各月初日の利用子ども数												
第三者評価受審加算	㉓	150,000 ÷ 3 月初日の利用子ども数	※3 月初日の利用子どもの単価に加算												